

平成26年度 介護報酬改定及び区分支給限度額の引上げについて

1. 平成26年度介護報酬改定について

平成26年4月の消費税率引上げ(5%→8%)に伴い、介護報酬単価が改定されます。

改定の内容は官報にて御確認ください。

平成26年3月12日号外(第51号)、平成26年3月18日号外(第55号)を御確認してください。

※留意事項

(1) 運営規程、重要事項説明書等の変更

報酬改定に伴い利用料が変更になるため、重要事項説明書等の変更を行ってください。
なお、運営規程の変更が必要な場合は、10日以内に届出が必要です。

(2) 利用者等への説明・同意

報酬改定に伴い利用者負担額も変更になります。利用者、利用者家族等に対し十分な説明を行い、同意を得てください。説明、同意について、行ったことを支援経過等に記録しておくようにしてください。

2. 区分別支給限度基準額の引上げについて

消費税率引上げによる介護報酬単価の改定に伴い、区分別支給限度額が改定されます。

改定の内容は官報にてご確認ください。

平成26年3月18日号外(第55号)を御確認してください。

※留意事項

(1) 介護保険被保険者証の取扱い

今回の改定に伴う「介護保険被保険者証」の再発行は行いません。現在の被保険者証に記載された改定前の支給限度額を改定後の支給限度額に読み替えて対応するようお願いいたします。

(2) 福祉用具購入費及び住宅改修費について

福祉用具購入費及び住宅改修費については支給限度基準額の改定がありません。

なお、福祉用具購入費は購入日、住宅改修費は工事完了日が平成26年4月1日以降のものについて消費税8%が適用されますので、見積書作成の際には留意すると共に、利用者及び利用者家族等に対し十分な説明を行ってください。